

水道法の一部改正に伴う 指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、福知山市上下水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年 10 月 1 日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 有効期間及び更新の受付期間

※初回の更新手続きについては、**福知山市上下水道部より事前にダイレクトメールにて通知**します。

※区分 1 の指定給水装置工事事業者様には、令和 2 年 2 月頃を目途に通知を予定しています。

※登録番号は、本市ホームページで確認いただけます。

区分	福知山市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
1	平成 10 年 4 月 1 日 ～平成 11 年 3 月 31 日 (登録番号 1～41)	2020（令和 2）年 9 月 29 日までの 1 年間
2	平成 11 年 4 月 1 日 ～平成 15 年 3 月 31 日 (登録番号 7、44～109)	2021（令和 3）年 9 月 29 日までの 2 年間
3	平成 15 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 3 月 31 日 (登録番号 110～198)	2022（令和 4）年 9 月 29 日までの 3 年間
4	平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日 (登録番号 202～245)	2023（令和 5）年 9 月 29 日までの 4 年間
5	平成 25 年 4 月 1 日 ～令和 元年 9 月 30 日 (登録番号 246～280)	2024（令和 6）年 9 月 29 日までの 5 年間

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第 25 条の 2 を準用）

- (1) 様式第 1（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第 2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

3 福知山市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ② 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ③ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料（福知山市水道事業給水条例第 38 条による）

10,000 円

5 更新制度に関するお問い合わせ先

福知山市上下水道部経営総務課管理係

担当 間島・曾根

電話 0773-22-6503 FAX 0773-22-6555

e-mail : w-soumu@city.fukuchiyama.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/site/suido>